

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、こうちの木の家づくり助成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語及び面積の算定方法の定義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 「県内産乾燥木材」とは、次に掲げる事項に適合した木材をいう。
 - ア 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
 - イ 伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続が適切になされているものであること。
 - ウ 高知県内で伐採されたものであること。
 - エ アからウまでに掲げる事項が証明されている場合は、これが証明されていないものと混ざらないように管理されたものであること。
 - オ 含水率20パーセント以下であること。ただし、^{はり}梁、^{はり}桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。
- (2) 「基本部位」とは、立方メートルで使用材積を確認することができる部材を使用する土台、大引、^{はり}梁、^{はり}桁、火打、母屋、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、棟木、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かいをいう。
- (3) 「その他の部位」とは、立方メートルで使用材積を確認することができる部材を使用する垂木、垂木受、屋根下地、野地板、軒天、貫、差鴨居、小屋筋かい、野縁、胴縁、根太、根太受、根がらみ、足固、荒床板、ラス板、手摺^{すり}笠木、手摺^{すり}格子、階段柱、踏板、蹴上板、ささら及び住宅部分と接続している外部のベランダ、バルコニー、ポーチ及びデッキに使用する屋根組材、柱、壁組材、床組材、手摺^{すり}及び階段をいう。
- (4) 「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる床面、壁面(建具の面材を除く。)及び天井面(それぞれ押入及び収納部分を除く。)に使用する内装化粧仕上材をいう。
- (5) 「木造住宅」とは、柱、^{はり}梁等の主要な構造部が木造の住宅をいい、延べ面積の過半が木造で一部の構造部が非木造の住宅を含むものとする。
- (6) 「リフォーム」とは、既存木造住宅の修繕又は模様替えを行うことをいい、増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である1棟での増築を含むものとする。
- (7) 「分譲住宅」とは、分譲を目的に新築される住宅をいう。
- (8) 「住宅の取得」とは、住宅の引渡しを書面により受けることをいい、分譲住宅の取得についても同様とする。
- (9) 「県内産JAS製品」とは、製材の日本農林規格(平成19年8月農林水産省告示第1083号)に規定する目視及び機械等級区分構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格(平成19年9月農林水産省告示第1152号)に規定する構造用集成材の規格を満たしていることが確認された県内産乾燥木材とする。

(補助目的及び補助対象経費)

第3条 県は、県内産乾燥木材を使用した木造住宅（以下「県内産木造住宅」という。）の建築及びリフォームの促進による県内産木材の需要拡大を図り、併せて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条に基づく認定を受けた新築木造住宅（以下「長期優良認定木造住宅」という。）の建築、新築住宅について特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号又は第2号の保険に加入する住宅（以下「瑕疵担保責任保険加入住宅」という。）の普及による良質な住宅のストックの形成及び子育て世帯の木造住宅への居住促進を通じた将来の木造住宅の所有者となりうる児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項による児童）への木育の推進を目的として、新築による県内産木造住宅を取得するための経費及びリフォームの経費のうち、県内産乾燥木材の購入に要する経費等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、県税の滞納がない者であつて、自らの居住を目的として県内に建築される木造住宅（賃貸を目的とするものを除く。）を取得する者（個人に限る。）又は県内に自ら所有し、かつ居住する木造住宅（賃貸を目的とするものを除く。）のリフォームを行う者（個人に限る。）とする。

(補助対象となる住宅)

第5条 補助対象となる住宅は、次の各号のいずれの事項にも該当する住宅とする。

- (1) 高知県内に建築する木造住宅又は高知県内に存在する既存木造住宅
- (2) 延べ面積の過半の用途が住宅であること。
- (3) 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）にあつては県内産乾燥木材を新築又は増築工事に係る部分の基本部位に材積の80パーセント以上を使用し、リフォームにあつてはリフォーム工事に係る部分に使用する木材に県内産乾燥木材を使用すること。
- (4) 新築又は増築にあつては、瑕疵担保責任保険加入住宅、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第3条第1項及び第11条第1項に基づく保証金の供託により瑕疵担保責任の履行が確保された住宅、又は申請者が自ら施工する住宅であること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする住宅の取得の日前又はリフォームの工事の完了の前日に、第7条第2項の規定による申込書受理通知書の交付を受けていること。

(補助額)

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本部位及びその他の部位については、県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に13,500円を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とすること。
- (2) 前号のうち県内産JAS製品については、県内乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円を乗じて得た額を加算をすることができるものとする。
- (3) 内装材については、県内産乾燥木材の使用面積（平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円を乗じて得た額とすること。

- (4) 長期優良認定木造住宅にあつては、認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり20万円の加算をすることができるものとする。
- (5) 補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の認定を受けている者が扶養する児童で、同法第4条の支給要件に該当する児童）が3人以上の場合は、第3号で算出された金額の加算をすることができるものとする。
- (6) 第1号から第4号までに規定する補助金の額の合計は、100万円を上限とする。
- (7) 併用住宅の場合は第1号から第3号までに規定する補助金の補助対象部位及び内装材は、住宅部分に限る。ただし、住宅部分以外のうち、構造的に住宅部分を担う基本部位及びその他の部位については、この限りでない。
- (8) 混構造の場合は、第1号から第3号までに規定する補助金の補助対象部位及び内装材は木造部分に限る。

（補助金の交付の申込み）

第7条 補助金の交付を受けようとする建築主（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式によるこちらの木の住まいづくり助成事業実施申込書（以下「申込書」という。）に、別表第1に掲げる書類及び図書を添えて事業実施年度の2月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、分譲住宅にあつては、住宅を建築し、又は販売する者が申込みをすることができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により申込書を受理したときは、当該内容を審査し、その結果を別記第2号様式によるこちらの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（以下「申込書受理通知書」という。）を当該申込者に通知するものとする。
- 3 知事は、申込書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者は、この現地調査等に協力しなければならない。

（申込内容の変更）

第8条 前条第1項の規定による申込内容について次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに別記第3号様式によるこちらの木の住まいづくり助成事業実施（変更・取下げ）届を知事に提出しなければならない。

- (1) 申込者の住所又は氏名の変更（分譲住宅を、前条第1項の規定により申込みを行い、申込書受理通知書の交付を受けた住宅の取得をする者（以下「取得者」という。）が取得した場合及び補助対象住宅に転居した場合を除く。）
- (2) 補助申請予定日の翌年度への変更
- (3) 事業の中止（事業の中止後における再申込は原則認めないものとする。）

（補助金の交付の申請）

第9条 申込者及び取得者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式によるこちらの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、別表第1に掲げる書類及び図書を添えて、住宅を取得した日若しくはリフォーム工事の完了の日から起算して29日を経過した日又は当該年度の3月15日（当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。この場合において、期日までに申請書が提出されない場合は、第7条第1項の規定による申込書が取り下げられたものとみなし、再度の申込みは受付けない。

2 前条第1項第2号の変更を行った場合は、前項中「当該年度」とあるのは、「申込み翌年度」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の決定及び交付)

第10条 知事は、申請書及びその関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で、補助金の交付を決定するものとする。ただし、申請をした者が別表第2のいずれかに該当する場合を除く。

2 関係書類の不備等があり、補正等の作業を求めたにもかかわらず、相当の期間関係書類の補正が行われなかった場合その他申請者の責めに帰すべき事由により補助金の交付ができなかったと認められるときは、当該補助金の申請が取り下げられたものとみなす。

3 補助金額は、申込書に記載する申込金額と申請書に記載する申請金額のいずれか低い方の金額とする。

4 知事は、第1項の規定による決定をしたときは、別記第5号様式によるこうちの木に住まいづくり助成事業費補助金交付決定通知書を申請者に通知し、補助金の交付を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の実績報告)

第12条 補助金の実績報告については、第9条の規定による補助金の交付の申請をもって代えるものとする。

(他の助成制度との併用)

第13条 補助金は、国、県又は市町村が実施している他の住宅に対する助成制度と重複して利用することはできない。ただし、第3条に規定する補助対象経費と異なる経費を対象とする助成制度を利用する場合又は補助金の額と当該助成金の助成額のうち県内産木材の購入に対する額とを合計した額が当該住宅に係る県内産乾燥木材の購入に要する経費の額を超えない場合は、この限りでない。

(代理者)

第14条 申込者及び取得者が、第7条又は第9条に規定する申込み又は申請の手続を自ら行わない場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた建築士事務所又は行政書士若しくは行政書士法人（以下「代理者」という。）に対してこれらの手続の代理を委任することができる。

2 代理者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代理を通じ申込者及び取得者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により取り扱うものとする。

(補助金に係る手続の停止)

第15条 知事は、補助金に係る手続において不正を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、不正行為に関与した業者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、補助金に係る手続を認めないこととすることができる。

(情報の開示)

第16条 補助金、申込者、申請者又は代理者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(補助対象となる住宅に関する経過措置)

- 2 本要綱第5条の第3号の規定について、補助対象となる住宅の建築工事の本契約が平成29年3月31日までに締結されていることが確認できる場合に限り、なお従前の要綱の規定を適用できるものとする。ただし、本経過措置は平成29年度に補助金の交付を行うものに限る。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

別表第1（第7条、第9条関係）

<p>第7条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 代理者による手続の場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類の原本（以下「委任状」という。）及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録が確認することができる証明書（当該事業申込みの日から3月以内の日付けのものに限る。）（以下「事務所登録証明」という。）の写し（高知県内の建築士事務所にあつては、同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）の写しで可とする。）又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し 2 当該住宅が、建築基準法第6条第1項による確認（以下「建築確認」という。）が必要な場合は、同法第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付された確認済証の写し 3 当該住宅が、建築確認が不要な場合は、建築基準法第15条の規定により建築工事の届出済みであることの証明書の写し（リフォームを除く。） 4 設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図の写し）
<p>第9条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 代理者による手続の場合は、委任状及び事務所登録証明の写し（高知県内の建築士事務所にあつては、事務所登録申請書副本の写しで可とする。）又は行政書士証票の写し。ただし、申込時に申請手続の委任を受けている場合若しくは同一代理事務所の場合は、添付不要とする。 2 補助金を受けようとする基本部位、その他の部位、内装材（以下「補助対象部位」という。）の木材使用明細書兼合法木材証明書 3 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し 4 第6条第2号に定める加算を受けようとする場合にあっては、製材工場からの納品書（県内産JAS製品であることがわかるもの）及び納品された木材が県内産JAS製品と確認出来る写真 5 他事業と併用する場合は、補助対象となる木材の購入に要する経費が他事業の助成対象経費と明確に区分された内訳表等（高知県木造住宅耐震化促進事業の場合にあっては、その事業に区分される内訳書については、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に規定する「登録事業者」が作成すること。） 6 補助対象部位の木材が乾燥材（含水率20パーセント以下であること。ただし、梁、桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。）であることを確認することができる含水率検査を行っている写真 7 建築確認が必要な住宅にあっては、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し 8 当該住宅が、住宅^{かし}瑕疵担保責任保険加入住宅であることを確認することができる証明書等の写し、供託により瑕疵担保の履行が確保されていることを確認することができる証明書の写し又は住宅^{かし}瑕疵担保責任保険に加入できない旨の理由書（リフォームを除く。） 9 当該住宅の地名地番又は住居表示及び引渡日が記載された引渡書の写し（リフォームの場合は、工事完了報告書等写し） 10 第6条第4号に定める加算を受ける場合にあっては、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し 11 補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真 12 完成写真（新築・増築の場合は外観全景、リフォームの場合は外観全景及び室内のリフォーム部分） 13 内装材の補助を受ける場合は、補助金の算定に係る部分の面積算定図、面積求積表及び施工が確認できる写真 14 第6条第5号に定める加算を受ける場合にあっては、児童手当の支給対象となる児童の数が3人以上いることを確認することができる書類 15 補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し 16 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所が発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書）） 17 1から16までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

別表第2（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。